

津市国土強靱化地域計画（案）について

1 はじめに

平成30年は災害が頻繁に発生し、上下水道や電力の供給が長期停止するなど重要インフラの機能に重大な支障が生じました。これを受け、国は、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を同年12月に閣議決定し、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策160項目について、おおむね7兆円の事業規模で全国的に取り組んでいます。本市においてもこの緊急対策を活用し、橋梁の長寿命化等の事業を実施していますが、対策期間は令和2年度末で終了します。

今後、国は地域における国土強靱化の取組を一層促進するため、国土強靱化関係の補助金・交付金事業に関して、国土強靱化地域計画に基づく取組又は明記された事業については、令和2年度予算から重点配分や優先採択を行う方針を示していることから、国の交付金等を最大限に活用し、本市の更なる防災・減災、国土強靱化に係る取組を推進するために、津市国土強靱化地域計画（以下「本計画」といいます。）を策定するものです。

2 国土強靱化地域計画について

(1) 策定の背景（3-参考2参照（以下同じ。）P1）

平成23年3月に発生した東日本大震災は、東日本各地に甚大な被害をもたらしたほか、国内外にも様々な影響が生じました。

この大規模自然災害から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、平成25年12月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が公布・施行されました。

平成26年6月には、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化基本計画が閣議決定されるとともに、都道府県や市区町村が国土強靱化に資する施策の推進に関する基本的な計画（国土強靱化地域計画）を策定する際に指針となる国土強靱化地域計画策定ガイドラインがとりまとめられました。

これらを背景とし、平成27年7月に三重県国土強靱化地域計画が策定

されました。

(2) 本計画の特徴 (P 3～)

本計画は、津市地域防災計画と同様に、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための計画ですが、津市地域防災計画は災害発生前後から復旧・復興期までを対象としているのに対し、本計画は災害発生前の事前の備えのみを対象としています。

さらに本計画は、最初に大規模自然災害発生時の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、それらに対して本市が抱える脆弱性（大規模自然災害に対する地域の弱点）を洗い出す「脆弱性評価」を行っているほか、予算の効率的な使用による国土強靱化施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化も行っています。

3 強靱化の考え方

(1) 想定するリスク (P 6～)

市民生活や本市の経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかにも大規模事故やテロ、原子力災害等も含めたあらゆるものが想定されますが、南海トラフ地震が遠くない将来に発生すると危惧されていること、また、大規模自然災害の発生は広範囲に甚大な被害をもたらすことから、大規模自然災害を対象リスクとしました。

このうち、本市における自然的条件や過去に発生した災害等を考慮し、今後発生するおそれが高い地震、津波、台風、集中豪雨等の異常降雨、がけ崩れ等、大規模火災による災害を想定し、取組を進めます。

(2) 基本目標と基本方針 (P 9～)

国土強靱化基本計画及び三重県国土強靱化地域計画と整合性を図るため、これらに準じて基本目標、事前に備えるべき目標及び基本方針を設定しました。

4 脆弱性の評価

(1) 起きてはならない最悪の事態 (P 12～)

本市の脆弱性評価において重要な「起きてはならない最悪の事態」については、国土強靱化基本計画及び三重県国土強靱化地域計画を参考に本市の地域特性等を踏まえ、設定しました。

(2) 評価の方法 (P 14)

36項目の「起きてはならない最悪の事態」に基づき、本市が抱える脆弱性を分析・評価します。

その方法は、本市の様々な施策からそれぞれの「起きてはならない最悪の事態」の発生に関連する施策を抽出し、これらの施策に不足する点や進捗の遅れがないかを分析し、評価を行いました。

5 対応方策の検討

(1) 対応方策の検討方法（P 38）

脆弱性評価の結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」の回避又は被害低減につながり、本市の強靱化に必要となる対応方策を検討しました。その内容によっては、本市以外の取組主体（国、県、事業者等）が実施する施策や、これらと連携して実施するものも含まれていますが、その役割分担を明らかにするため、項目名には取組主体を記載しました。

(2) 対応方策の重点化（P 38）

厳しい財政状況の中で本市における国土強靱化施策を推進していくには、予算の効率的な配分が不可欠となります。また、脆弱性評価結果から導き出した対応方策は多岐にわたっており、限られた予算の中でその全てに着手することは現実的ではありません。

そのため、本市の強靱化を着実かつ速やかに推進するためにも、「選択と集中」の見地に立ち、「起きてはならない最悪の事態」が回避できなかった場合の影響の大きさや重要性、緊急性、施策の進捗状況や平常時の利活用等を考慮し、対応方策の重点化を行いました。

6 計画の推進と見直し（P 68～）

津市国土強靱化地域計画に基づく国土強靱化施策の推進に当たっては、PDCAサイクルを繰り返すことで進捗管理を行い、今後の施策に反映します。

7 今後のスケジュール

令和2年2月 パブリックコメントによる意見募集

令和2年3月 計画の策定・公表

津市国土強靱化地域計画（案）

令和 年 月

津市

目 次

第 1 章 国土強靱化地域計画について	
1 計画策定の背景と目的	1
2 他計画との関係	
(1) 国土強靱化基本計画及び三重県国土強靱化地域計画	1
(2) 津市総合計画	2
(3) 津市地域防災計画	3
3 計画期間	4
第 2 章 強靱化の考え方	
1 津市の現状	5
2 想定するリスク	6
3 基本目標と基本方針	
(1) 基本目標	9
(2) 基本方針	10
第 3 章 脆弱性の評価	
1 起きてはならない最悪の事態	12
2 評価の方法と施策分野	14
3 脆弱性の評価結果	15
第 4 章 対応方策の検討	
1 対応方策の検討方法	38
2 対応方策の重点化	38
3 対応方策の検討結果	39
第 5 章 計画の推進と見直し	
1 計画の推進	68
2 計画の見直し	69

第1章 国土強靱化地域計画について

1 計画策定の背景と目的

平成23年3月に発生した東日本大震災は、東日本各地に甚大な被害をもたらしたほか、国内外にも様々な影響が生じました。この大規模自然災害から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」といいます。）が公布・施行されました。

平成26年6月には、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靱化基本計画」が閣議決定されるとともに、都道府県や市区町村が国土強靱化に資する施策の推進に関する基本的な計画（国土強靱化地域計画）を策定する際に指針となる「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）がとりまとめられました。

これらを背景とし、平成27年7月には、国土強靱化基本法における基本方針を踏まえ、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、事前に的確な取組を実施していくために、「三重県国土強靱化地域計画」が策定されました。

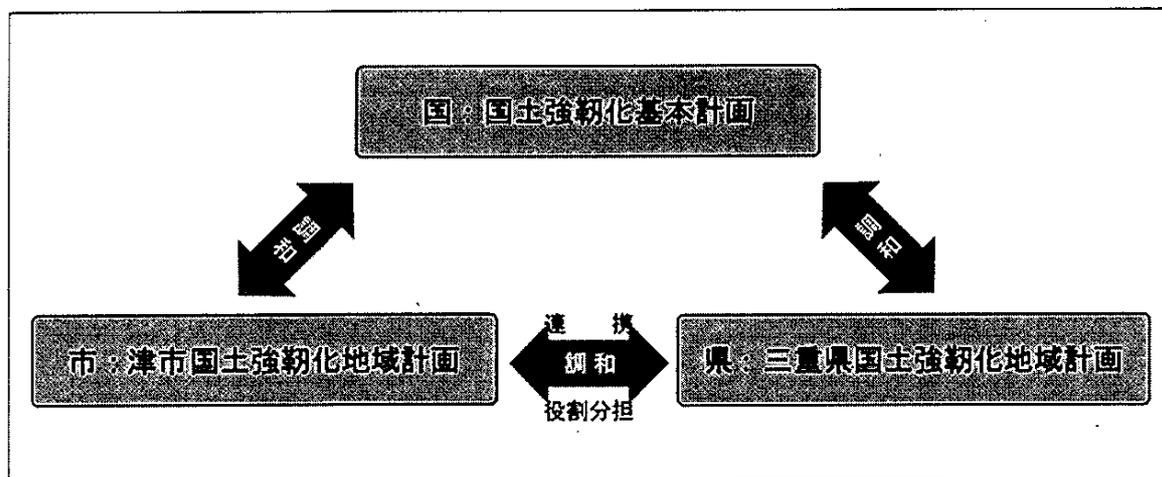
こうした中、南海トラフ地震等による地震・津波被害、台風や集中豪雨が引き起こす風水害や土砂災害等の大規模自然災害に対して想定されるリスクを分析し、事前防災及び減災の施策を推進するため、「津市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」といいます。）を策定するものです。

2 他計画との関係

(1) 国土強靱化基本計画及び三重県国土強靱化地域計画

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、同法第14条に基づき国土強靱化基本計画と調和を保つようにしています。

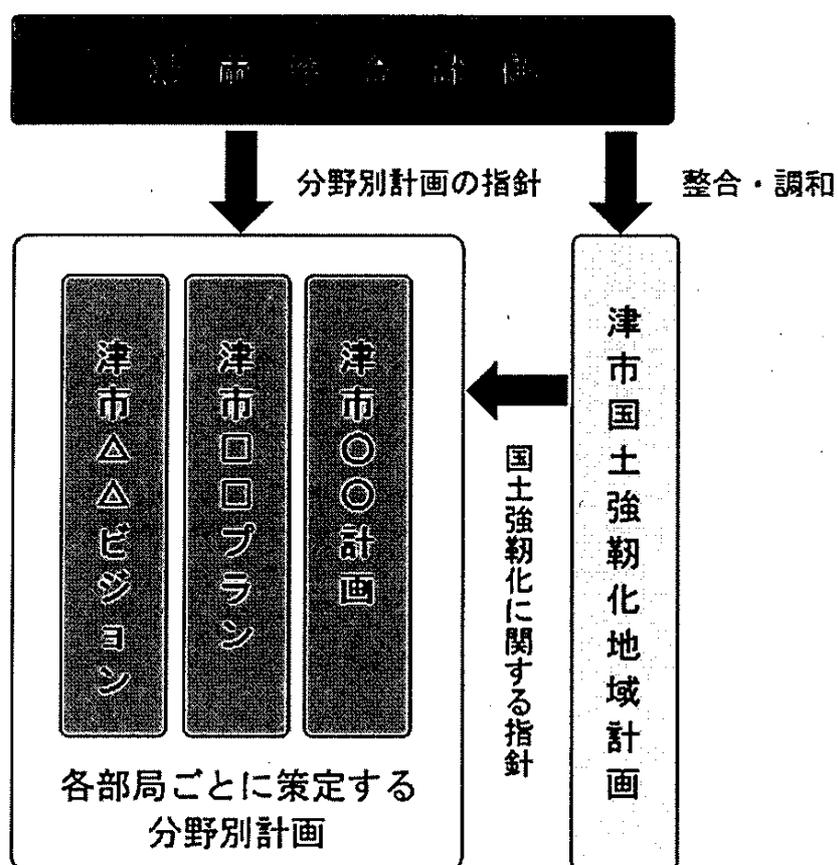
また、三重県国土強靱化地域計画とも調和を図るとともに、施策の実施に当たり県との連携及び役割分担を行います。



(2) 津市総合計画

国土強靱化地域計画は、国土強靱化の観点から地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものであり、国土強靱化基本計画と同様に、地域における国土強靱化に係る計画等の指針としての最上位計画の性格を有するものとされています。

本市においては、最上位計画であり各種分野別計画の指針となる津市総合計画がありますので、本計画は津市総合計画と整合・調和を図りつつ、各種分野別計画等において本市の国土強靱化を総合的かつ計画的に推進する指針となるよう定めるものです。

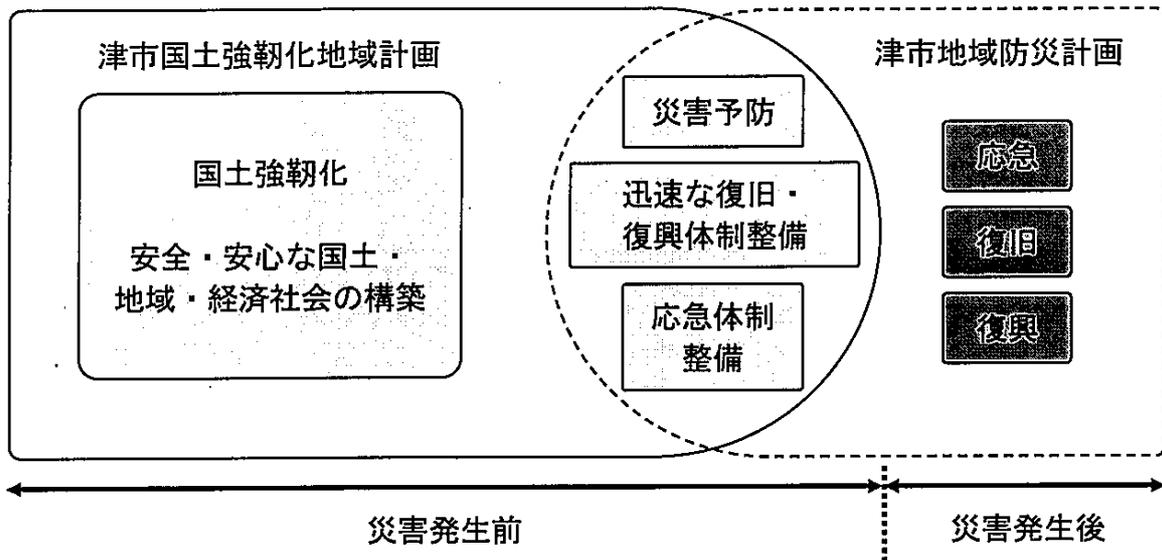


(3) 津市地域防災計画

災害対策基本法等に基づく津市の地域に係る災害の予防、応急対策及び復旧・復興等に関する事項は、津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編及び資料編）として策定し、防災活動を総合的かつ計画的に実施しています。

本計画と同様に市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための計画ですが、双方を比較すると以下の点で違いがあります。

	津市国土強靱化地域計画	津市地域防災計画
検討手法	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
対象時期	災害発生前	災害発生前・後
施策の設定方法	リスクシナリオ・脆弱性評価に沿った施策	—
施策の重点化	あり	—



3 計画期間

国土強靱化基本計画は計画期間を定めておらず、おおむね5年ごとに計画内容を見直すとされています。

ガイドラインにおいても、計画期間が限定されず将来にわたり継続する普遍的計画であるとの考えが示されていますが、一方で、地域の実情や災害の切迫性、総合計画等の他の計画の期間等を勘案して計画期間設定を検討するとされています。

本計画では、新たに発生する大規模自然災害や問題点等に対して適時対応施策を検討し適宜見直しを行うため、計画期間や計画の見直し時期の設定は行わないものとします。

第2章 強靱化の考え方

1 津市の現状

本市は、北に鈴鹿市、亀山市と、西は伊賀市、名張市、奈良県御杖村、曾爾村と、南は松阪市と接し、東は伊勢湾に臨み、三重県の中央部を横断して位置しています。

面積は711.19km²で、県内自治体の中で最も面積が広く、三重県の約12%を占めています。

人口は279,886人で、四日市市に次いで2番目に人口が多く、三重県の約15%を占めています。世帯数は114,679世帯で、1世帯当たりの人数は2.44人となり、三重県の平均2.52人をわずかに下回っています。

65歳以上の高齢者人口比率は平成22年に24.4%であったものが、平成27年には27.7%となり、高齢化が着実に進んでいます（人口等は平成27年国勢調査結果）。

本市の地勢は、山間地帯、丘陵地帯及び平野部の3地帯に分けることができます。

西境沿いの山間地帯は、標高700～1,000mの山々が連なる布引山地と一志山地からなります。布引・一志山地の山ろくは、東に向かって高度を減じつつ、標高30～50mの丘陵地、丘陵地縁辺の台地、伊勢平野の一部を形成する海岸平野へと階段状に広がり、布引・一志山地を源とする安濃川、雲出川が伊勢湾に、また、市域内西端近くに流れる名張川が木津川、淀川を經由して大阪湾に注いでいます。

気候は温和で四季の変化が明瞭ですが、活発な梅雨前線による集中豪雨や台風の襲来による災害に見舞われることもあるほか、冬の寒気が強い時期には降雪することもあります。

本市において過去に発生した主な自然災害については、以下のとおりです。

【主な地震（震度5以上）】

年月日	地域（地震名）	震度	マグニチュード
平成19年4月15日	三重県中部	5弱	5.4
平成16年9月5日	三重県南東沖	5弱	7.4
昭和21年12月21日	和歌山県南方沖（南海地震）	5	8.0
昭和20年1月13日	三河湾（三河地震）	5	6.8
昭和19年12月7日	三重県南東沖（東南海地震）	6	7.9

【主な風水害（平成18年1月1日以降）】

年月日	名称	被害の概要
平成30年7月28日～30日	台風第12号	軽傷3人、半壊2棟、床下浸水1棟、停電63,600戸、道路法面崩落等
平成29年10月21日～23日	台風第21号	軽傷7人、床下浸水7棟、道路法面崩落、河川斜面崩落
平成26年8月9日～10日	台風第11号	重傷1人、軽傷3人、半壊1棟、床上浸水25棟、床下浸水155棟
平成25年9月15日～16日	台風第18号	死者2人、軽傷4人、全壊1棟、床下浸水7棟
平成24年9月30日	台風第17号	重傷1人、軽傷2人、床上浸水16棟、床下浸水101棟
平成21年10月8日	台風第18号	住家半壊1棟、床上浸水11棟、道路法面崩壊、河川斜面崩壊等

2 想定するリスク

市民生活や本市の経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかにも大規模事故やテロ、原子力災害等も含めたあらゆるものが想定されますが、国土強靱化基本計画や三重県国土強靱化地域計画では、首都直下型地震や南海トラフ地震等が遠くない将来に発生すると危惧されていること、また、大規模自然災害の発生は広範囲に甚大な被害をもたらすことから、大規模自然災害を対象リスクとしています。

そこで、本計画においても大規模自然災害を対象リスクとするとともに、本市における自然的条件や過去に発生した災害等を考慮し、今後発生するおそれが高い以下の災害を想定した上で、取組を進めます。

- (1) 地震による災害
- (2) 津波による災害
- (3) 台風による災害
- (4) 集中豪雨等の異常降雨による災害
- (5) がけ崩れ、土石流、地滑りによる災害
- (6) 大規模火災

【地震被害想定調査結果】

震源域（規模）		過去最大クラスの 南海トラフ地震	理論上最大クラスの 南海トラフ地震	養老～桑名～四日市 断層帯地震	布引山地東縁 断層帯地震	頓宮断層地震		
最大震度		7 (6.55)	7 (7.20)	6強(6.19)	7 (6.56)	6弱(5.84)		
液状化危険度		極めて高い	極めて高い	極めて高い	極めて高い	極めて高い		
建物被害	全壊棟数	揺れ	2,549棟 (1.3%)	23,949棟 (12.0%)	1,697棟 (0.9%)	14,475棟 (7.3%)	54棟 (0.0%)	
		液状化	729棟 (0.4%)	741棟 (0.4%)	694棟 (0.3%)	728棟 (0.4%)	465棟 (0.2%)	
		土砂災害	51棟 (0.0%)	177棟 (0.1%)	24棟 (0.0%)	93棟 (0.0%)	14棟 (0.0%)	
		津波	2,317棟 (1.2%)	6,934棟 (3.5%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	
		計	5,645棟 (2.8%)	31,801棟 (15.9%)	2,416棟 (1.2%)	15,296棟 (7.7%)	533棟 (0.3%)	
	半壊棟数	揺れ	9,076棟 (4.5%)	29,927棟 (15.0%)	6,252棟 (3.1%)	23,316棟 (11.7%)	977棟 (0.5%)	
		液状化	6,263棟 (3.1%)	5,548棟 (2.8%)	6,156棟 (3.1%)	6,231棟 (3.1%)	4,036棟 (2.0%)	
		土砂災害	118棟 (0.1%)	413棟 (0.2%)	57棟 (0.0%)	217棟 (0.1%)	33棟 (0.0%)	
		津波	21,326棟 (10.7%)	17,309棟 (8.7%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	
	計	36,783棟 (18.4%)	53,197棟 (26.7%)	12,465棟 (6.2%)	29,763棟 (14.9%)	5,046棟 (2.5%)		
	火災	冬5時	総出火件数	3件	15件	3件	10件	1件
			焼失棟数	88棟 (0.0%)	1,285棟 (0.6%)	84棟 (0.0%)	1,026棟 (0.5%)	0棟 (0.0%)
夏12時		総出火件数	3件	15件	2件	9件	1件	
		焼失棟数	72棟 (0.0%)	1,335棟 (0.7%)	65棟 (0.0%)	998棟 (0.5%)	0棟 (0.0%)	
冬18時		総出火件数	16件	62件	13件	41件	5件	
		焼失棟数	921棟 (0.5%)	5,378棟 (2.7%)	715棟 (0.4%)	4,310棟 (2.2%)	48棟 (0.0%)	
人的被害	冬5時	死者数	574人 (0.2%)	2,118人 (0.7%)	62人 (0.0%)	695人 (0.2%)	2人 (0.0%)	
		負傷者数	2,372人 (0.8%)	10,720人 (3.8%)	1,431人 (0.5%)	6,942人 (2.4%)	171人 (0.1%)	
		重傷者数	332人 (0.1%)	2,620人 (0.9%)	155人 (0.1%)	1,410人 (0.5%)	5人 (0.0%)	
		要救助者数	1,175人 (0.4%)	1,430人 (0.5%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	
		避難者数	61,860人 (21.8%)	103,557人 (36.5%)	5,934人 (2.1%)	28,827人 (10.2%)	1,627人 (0.6%)	
	夏12時	死者数	503人 (0.2%)	1,849人 (0.7%)	51人 (0.0%)	593人 (0.2%)	2人 (0.0%)	
		負傷者数	2,692人 (0.9%)	11,889人 (4.2%)	1,685人 (0.6%)	7,848人 (2.8%)	272人 (0.1%)	
		重傷者数	492人 (0.2%)	3,420人 (1.2%)	271人 (0.1%)	1,941人 (0.7%)	11人 (0.0%)	
		要救助者数	1,331人 (0.5%)	1,619人 (0.6%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	
	冬18時	避難者数	61,849人 (21.8%)	103,465人 (36.5%)	5,913人 (2.1%)	28,773人 (10.2%)	1,627人 (0.6%)	
		死者数	488人 (0.2%)	1,968人 (0.7%)	55人 (0.0%)	682人 (0.2%)	2人 (0.0%)	
		負傷者数	2,271人 (0.8%)	9,962人 (3.5%)	1,405人 (0.5%)	6,581人 (2.3%)	200人 (0.1%)	
		重傷者数	377人 (0.1%)	2,688人 (0.9%)	198人 (0.1%)	1,519人 (0.5%)	10人 (0.0%)	
		要救助者数	1,269人 (0.4%)	1,543人 (0.5%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	
	屋外	転倒物	6,427件	14,544件	4,225件	9,694件	1,437件	
落下物		136棟	2,559棟	73棟	1,097棟	1棟		
ライフライン	上水道	270,852人 (96.4%)	279,500人 (99.5%)	251,822人 (89.6%)	276,841人 (98.5%)	140,461人 (50.0%)		
	下水道支障人口	26,353人 (20.8%)	32,895人 (25.9%)	26,166人 (20.6%)	27,035人 (21.3%)	572人 (0.5%)		
	停電軒数	100,136軒 (74.4%)	120,308軒 (89.4%)	64,018軒 (47.6%)	113,949軒 (84.7%)	5,880軒 (4.4%)		
	電話不通回線	67,480回線 (77.6%)	78,679回線 (90.4%)	47,199回線 (54.3%)	75,756回線 (87.1%)	2,323回線 (2.7%)		
	都市ガス支障世帯	34,430戸 (31.8%)	40,737戸 (37.6%)	24,064戸 (22.2%)	41,317戸 (38.1%)	2,695戸 (2.5%)		

※津市地震防災マップ作成業務委託地震被害想定調査結果（平成28年3月）より

3 基本目標と基本方針

(1) 基本目標

これまで示してきた津市の現状及び想定されるリスクを踏まえ、本計画における基本目標を設定しますが、国土強靱化基本計画では、

- ア 人命の保護が最大限図られること
- イ 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ウ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- エ 迅速な復旧復興

を4つの「基本目標」として掲げ、国土強靱化を推進することとしています。

また、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、この基本目標をより具体化し国土強靱化基本法に定める脆弱性評価を実施するに当たり、

- ア 直接死を最大限防ぐ
- イ 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ウ 必要不可欠な行政機能は確保する
- エ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- オ 経済活動を機能不全に陥らせない
- カ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- キ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ク 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

を8つの「事前に備えるべき目標」としてしています。

三重県国土強靱化地域計画においても、この4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」に沿って設定していますので、本計画においても整合性を図るため以下のとおり目標を設定します。

【基本目標】

- ア 人命の保護が最大限に図られること
- イ 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ウ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- エ 迅速な復旧復興に資すること

【事前に備えるべき目標】

- ア 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる
- イ 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ウ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- エ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- オ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- カ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- キ 制御不能な二次災害を発生させない
- ク 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(2) 基本方針

前項で設定した基本目標及び事前に備えるべき目標を目指して本市における国土強靱化を推進するに当たり、その基本的な方針を国土強靱化基本計画に準じ、以下のとおり定めます。

ア 国土強靱化の取組姿勢

- (ア) 地域の強靱性を損なう本質的原因を、あらゆる側面から分析して取組に当たる
- (イ) 長期的な視野を持ち、計画的な取組に当たる

- (ウ) 地域間の連携を強化するとともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める
- (エ) 地域経済が有する潜在力、回復力、適応力等を強化する
- (オ) 制度・規制の適正な在り方を見据えながら取り組む

イ 適切な施策の組合せ

- (ア) ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する
- (イ) 「自助」・「共助」・「公助」を適切に組み合わせ、国、県、本市、市民、事業者、関係団体等が役割分担して適切に取り組む
- (ウ) 非常時のみ防災・減災等の効果を発揮する対策ではなく、平常時にも利活用できる対策となるよう工夫する

ウ 効率的な施策の推進

- (ア) 人口減少や気候変動、社会資本の老朽化等といった変化を踏まえるとともに、予算の効率的な配分による施策の持続的な実施のため、施策の重点化を図る
- (イ) 既存の社会資本を有効活用することで経費を縮減し、効率的に施策を推進する
- (ウ) 限られた予算を最大限に活用するため、民間資金の活用を図る
- (エ) 施設等の効率的かつ効果的な維持管理を行う
- (オ) 人命保護の観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する
- (カ) 新しい技術やサービスの導入を検討し、効率的かつ効果的に施策を推進する

エ 地域の特性に応じた施策の推進

- (ア) コミュニティ機能を向上するとともに、国土強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める
- (イ) 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる
- (ウ) 環境との調和や景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る

第3章 脆弱性の評価

1 起きてはならない最悪の事態

国土強靱化基本法では、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うことが必要とされており、その評価は起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うとされています。

このため国土強靱化基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」を達成するに当たり妨げになる事態として、45項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、脆弱性評価を行っています。

また、ガイドラインでは、国土強靱化基本計画や都道府県の地域計画を参考に、維持や早期回復が必要な重要機能を念頭に置き、地域の特性を踏まえて「起きてはならない最悪の事態」を設定するとしています。

本計画においても、国土強靱化基本計画と三重県国土強靱化地域計画に定める「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本市の地域特性等を踏まえた結果、次のとおり36項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限に図られること II. 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること IV. 迅速な復旧復興に資すること	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	避難行動につながる情報の伝達不備等による多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生
		2-4	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足、被災や支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員や施設等の被災による行政機能の大幅な低下
		3-2	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-3	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオの放送中断等による災害情報の伝達停止
	5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による事業者の生産力低下
		5-2	地域経済活動やサプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	人員や物資の輸送に不可欠な基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-4	食料等の安定供給の停滞
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気・都市ガス供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地における大規模火災の発生
		7-2	沿岸部における広域災害の発生
7-3		沿道・沿線の建物倒壊による二次災害及び交通麻痺の発生	
7-4		ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
7-5		農地・森林等の荒廃による二次被害の発生	
7-6		地域経済等に甚大な影響を及ぼす風評被害等の発生	
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物等の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を支える人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-3	基幹インフラの損壊や液状化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-4	地域コミュニティの崩壊や治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

2 評価の方法と施策分野

前項で設定した36項目の「起きてはならない最悪の事態」に基づき、本市が抱える脆弱性（大規模自然災害に対する地域の弱点）を分析・評価します。

その方法は、本市の様々な施策からそれぞれの「起きてはならない最悪の事態」の発生に関連する施策を抽出し、これらの施策に不足する点や進捗の遅れがないかを分析し、評価を行います。

こうして本市の弱点を洗い出す作業が脆弱性評価であり、明らかになった問題点を改善する施策に取り組むことで、地域の強靱化を推進します。

なお、脆弱性評価の各項目には、国土強靱化基本計画に定める12分野を参考に、本市の組織構成も踏まえて以下のとおり4つの施策分野を設定し、記載しています。

【両計画における施策分野の対応】

国土強靱化基本計画	津市国土強靱化 地域計画	国土強靱化基本計画	津市国土強靱化 地域計画
行政機能／警察・消防等／防災教育等	行政分野	保健医療・福祉	医療保健分野
住宅・都市	都市基盤分野	エネルギー	産業分野
交通・物流		金融	
国土保全		情報通信	
環境		産業構造	
土地利用		農林水産	

3 脆弱性の評価結果

事前に備えるべき 目 標	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる
起きてはならない 最悪の事態	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果		
<p>◎住宅・建築物の耐震化〈都市基盤〉</p> <p>耐震基準を満たさない住宅・建築物の倒壊により、多数の死傷者が発生するおそれがある。</p> <p>○宅地の耐震化〈都市基盤〉</p> <p>地震時に大規模盛土造成地の滑動崩落が生じ、造成宅地における崖崩れ等により多数の死傷者が発生するおそれがある。</p> <p>○工作物等の倒壊・落下防止〈都市基盤〉</p> <p>沿道のブロック塀倒壊や窓ガラス、屋外広告板等の落下により、死傷者が発生するおそれがある。</p> <p>◎地域災害対応力の強化〈行政〉</p> <p>自治会、事業所等での初期救助及び応急手当が実施されないことにより、多数の負傷者の状態が悪化または死亡するおそれがある。</p> <p>各家庭や事業所における家具転倒防止対策がされておらず、死傷者が発生するおそれがある。</p> <p>◎常備消防の救助体制の強化〈行政〉</p> <p>救助資機材等の不足及び被災状況の全体把握ができないこと、十分な後方支援や他機関との活動調整ができないことにより、多数の負傷者を救助できないおそれがある。</p> <p>◎非常備消防（消防団）の救助体制の強化〈行政〉</p> <p>救助資機材等の不足により、多数の負傷者を救助できないおそれがある。</p>		

- 非常備消防（消防団）の人員確保（行政）
消防団員の不足等により、多数の災害現場での災害活動ができないおそれがある。
- 社会福祉施設の耐災性強化（医療保健）
老朽化した社会福祉施設の倒壊により、多数の死傷者が発生するおそれがある。
- 学校施設における非構造部材の耐震対策（都市基盤）
非構造部材の落下・転倒・飛散により、死傷者が発生するおそれがある。
- 学校施設における工作物等の倒壊防止（都市基盤）
ブロック塀等の倒壊により、避難経路の閉塞や死傷者が発生するおそれがある。

起きてはならない 最悪の事態	1 - 2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果		
<p>◎防火対象物の防火・防災管理体制の強化（行政） 防火対象物の火災による延焼拡大や逃げ遅れ等により、多数の死傷者が発生するおそれがある。</p> <p>◎耐震性防火水槽の整備（行政） 消防水利が不足し火災が延焼拡大することにより、多数の死傷者が発生するおそれがある。</p> <p>◎常備消防の消火体制の強化（行政） 消火資機材等の不足及び延焼状況の全体把握ができないこと、十分な後方支援や他機関との活動調整ができないことにより、大規模火災が更に延焼拡大し、多数の死傷者が発生するおそれがある。</p> <p>◎非常備消防（消防団）の消火体制の強化（行政） 消火資機材等の不足で大規模火災が更に延焼拡大することにより、多数の死傷者が発生するおそれがある。</p>		

○非常備消防（消防団）の連携強化〈行政〉

他分団や常備消防との連携が図れず延焼が拡大することにより、多数の死傷者が発生するおそれがある。

○避難誘導體制の確保〈行政〉

避難場所や避難経路等に関する知識が不足し避難活動が低下することで、被害が拡大するおそれがある。

○避難場所等の整備〈行政〉

避難を行うスペースがなく、延焼火災により被害が拡大するおそれがある。

◎狭あい道路の拡幅整備〈都市基盤〉

道幅の狭い道路は、建築物等の倒壊により避難、消火・救助活動に支障をきたし、二次災害や交通麻痺が発生するおそれがある。

○密集市街地の改善〈都市基盤〉

延焼火災の発生や、緊急車両の通行に支障が出て、多数の死傷者が発生するおそれがある。

○高齢者関係施設等へのスプリンクラー設備等の整備〈医療保健〉

高齢者関係施設等における火災の発生により、多数の死傷者が発生するおそれがある。

起きてはならない 最悪の事態	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果		
○津波対応力の強化〈行政〉 津波発生時の避難場所・経路や浸水予測地を知らないために、被害が拡大するおそれがある。		

◎避難場所の確保〈都市基盤〉

津波発生時、沿岸部の避難場所が少ないことにより多数の死傷者が発生するおそれがある。

○海岸堤防の耐震化等の推進〈都市基盤〉

海岸堤防が脆弱なため、津波発生時の被害軽減効果が発揮できず多数の死傷者が発生するおそれがある。

○河川管理体制の強化〈都市基盤〉

津波が河川を遡上することにより、被害が拡大するおそれがある。

○防潮扉等の機能強化〈都市基盤〉

防潮扉等が老朽化や人員不足のため閉鎖に時間を要したり、閉鎖できなかったことにより被害が拡大するおそれがある。

○香良洲漁港及び海岸保全施設の整備・耐震化〈産業〉

漁港及び海岸保全施設が脆弱なため、津波発生時の被害軽減効果が発揮できず多数の死傷者が発生するおそれがある。

○津波災害を想定した都市づくり〈都市基盤〉

津波災害想定区域を考慮した計画的な居住誘導がないことにより被害が拡大するおそれがある。

○非常備消防（消防団）の津波災害対応力の強化〈行政〉

資機材等の不足等により、津波浸水エリア内の負傷者等を救助できないおそれがある。

起きてはならない 最悪の事態	1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果		
<p>○洪水対応力の強化〈行政〉 洪水発生時の避難場所・経路や浸水予測地を知らないために、被害が拡大するおそれがある。</p> <p>◎総合的な治水対策の推進〈都市基盤〉 過去の豪雨での浸水区域にて、再び重大な被害が発生するおそれがある。</p> <p>◎排水施設の機能確保〈都市基盤〉 公共下水道・排水路やポンプ場・排水機場の能力不足により、被害が拡大するおそれがある。</p> <p>○災害時の機能強化〈行政〉 内水氾濫及び洪水発生時において災害用資機材が整備されていないため、迅速な対応が取れないおそれがある。</p> <p>○応急対応訓練の実施〈行政〉 仮設排水施設等の取扱いに不慣れなため応急対応が遅れ、被害が拡大するおそれがある。</p> <p>◎非常備消防（消防団）の水害対応力の強化〈行政〉 消防団員の不足等により、河川の堤防決壊等による被害が拡大するとともに、資機材の不足により、浸水で孤立した負傷者等を救助できないおそれがある。</p> <p>○河川管理体制の強化〈都市基盤〉（再掲） 河川の堤防決壊等により、多数の死傷者が発生するおそれがある。</p>		

起きてはならない 最悪の事態	1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果		
<p>◎土砂災害対応力の強化〈行政〉</p> <p>土砂災害危険箇所や土砂災害発生時の避難場所を知らないために、被害が拡大するおそれがある</p> <p>○急傾斜地崩壊対策事業等の推進〈都市基盤〉</p> <p>地震や集中豪雨等により発生する土石流やがけ崩れにより、多数の死傷者が発生するおそれがある。</p>		

起きてはならない 最悪の事態	1-6	避難行動につながる情報の伝達不備等による多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果		
<p>○災害対策本部における情報収集・発信手段の確保〈行政〉</p> <p>電力・通信網の遮断により被害情報等の把握や避難情報等の発信ができず、被害が拡大するおそれがある。</p> <p>○市民等における情報収集・発信手段の確保〈行政〉</p> <p>電力・通信網の遮断により避難情報等の収集や救助要請ができず、被害が拡大するおそれがある。</p> <p>○水路等の水位情報を活用した警戒避難体制の整備〈都市基盤〉</p> <p>河川や水路等の水位をリアルタイムで把握できないと、排水施設の効率的な管理やきめ細かな警戒避難判断ができず、被害が拡大するおそれがある。</p> <p>○社会福祉施設における避難体制の整備〈医療保健〉</p> <p>被害を受けやすい状況にある高齢者、障がい者及び子ども等の避難が遅れ、被害が拡大するおそれがある。</p>		

○消防本部における情報収集・発信手段の確保〈行政〉

通信網の遮断により被害情報等の把握や情報共有等ができず、被害が拡大するおそれがある。

○観光客への情報伝達・帰宅支援体制の整備〈産業〉

観光客は地理的に不慣れなため、適切な情報伝達が行われないと多数の死傷者が発生したり、大量の帰宅困難者となるおそれがある。

事前に備えるべき 目 標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
起きてはならない 最 悪 の 事 態	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価結果

◎応急給水体制の確保〈行政〉

浄水場や水道管等に被害が生じることで、水道水の供給が長期停止するおそれがある。

◎食料・保存水等の備蓄〈行政〉

食料・保存水・生活必需品等の備蓄品等が不足するおそれがある。

○陸路輸送ルート of 確保〈都市基盤〉

道路や橋梁等の被災により、人員や物資の広域的な輸送が長期間停止するおそれがある。

○空路・海路輸送ルート of 確保〈都市基盤〉

航空・船舶輸送拠点施設の機能喪失により物資供給が長期間停止するおそれがある。

○海岸保全の強化〈都市基盤〉

海上輸送拠点である港湾施設の被災により、外部からの物資供給を受け入れること

ができないおそれがある。

○物資供給体制の確保〈行政〉

緊急物資等の集中による混乱や地域交通網の遮断により物資供給が長期停止するおそれがある。

起きてはならない 最悪の事態	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
脆弱性評価結果		
◎陸路輸送ルート確保〈都市基盤〉（再掲） 道路や橋梁等の被災により、人員や物資の地域内の輸送が長期間停止するおそれがある。		
○食料・保存水等の備蓄〈行政〉（再掲） 食料・保存水・生活必需品等の備蓄品等が不足するおそれがある。		

起きてはならない 最悪の事態	2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生
脆弱性評価結果		
○交通施設等の防災対策〈都市基盤〉 公共交通機関（鉄道・バス等）が被災し公共交通が運休することで、人員や物資の広域的な移動が長期間停止するおそれがある。		
○帰宅困難者の支援体制の確保〈都市基盤〉 公共交通機関の運休により、多数の帰宅困難者が発生するおそれがある。		
○観光客への情報伝達・帰宅支援体制の整備〈産業〉（再掲） 観光客は地理的に不慣れなため、適切な情報伝達が行われないと多数の死傷者が発生したり、大量の帰宅困難者となるおそれがある。		

起きてはならない 最悪の事態	2-4	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
脆弱性評価結果		
<p>○救助機関相互の連携強化〈行政〉 自衛隊、警察、消防等の連携不足により、効率的な救助・救急活動等が実施できないおそれがある。</p> <p>◎常備消防庁舎の老朽化対策〈行政〉 災害に対応するための庁舎機能が不全となり、災害活動に支障が生じるおそれがある。</p> <p>○消防署所機能の再編〈行政〉 津波等の浸水で消防署所が浸水・孤立することにより、消防署所機能が不全となるおそれがある。</p> <p>○災害対応能力の向上〈行政〉 実践的な訓練の不足により、迅速かつ適切な災害対応ができないおそれがある。</p> <p>○緊急消防援助隊の受援体制の整備〈行政〉 緊急消防援助隊の受入れ態勢の不備により、早期に活動を開始できないおそれがある。</p> <p>○非常備消防（消防団）庁舎の再編整備〈行政〉 災害に対応するための庁舎機能が不全となり、災害活動に支障が生じるおそれがある。</p> <p>◎非常備消防（消防団）の人員確保〈行政〉（再掲） 消防団員の不足等により、多数の災害現場での災害活動ができないおそれがある。</p> <p>○災害対応能力の向上〈行政〉 大規模自然災害に被災することで、避難誘導等の警察活動が絶対的に不足するおそれがある。</p>		

起きてはならない 最悪の事態	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足、被災や支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
脆弱性評価結果		
<p>○災害時の医療機能の確保〈医療保健〉 医療従事者や物資の不足により医療機能が麻痺するおそれがある。</p> <p>○医療人員・物資供給体制の確保〈医療保健〉 地域交通網の遮断等により、医療人員・物資の供給が長期停止するおそれがある。</p> <p>◎常備消防の救急体制の強化〈行政〉 救急救命士の不足等により、消防による救急医療が実施できず負傷者の傷病が悪化するおそれがある。</p>		

起きてはならない 最悪の事態	2-6	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
脆弱性評価結果		
<p>○常備消防における石油類燃料の確保〈行政〉 自家用発動発電機及び消防車・救急車等の燃料の枯渇により、消防活動に支障をきたすおそれがある。</p> <p>○常備消防等における給油設備等の整備〈行政〉 民間のガソリンスタンドに給油希望者が殺到することにより、消防車・救急車等への迅速な給油ができず消防活動に支障をきたすおそれがある。</p> <p>○常備消防における非常用電源の確保〈行政〉 電力供給の遮断により、常備消防の庁舎が機能せず消防活動に支障をきたすおそれがある。</p>		

起きてはならない 最悪の事態	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
脆弱性評価結果		
<p>○要配慮者への支援体制整備〈医療保健〉 避難生活環境等の悪化により、要配慮者の健康状態が損なわれるおそれがある。</p> <p>◎指定避難所へのマンホールトイレの整備〈都市基盤〉 多数の避難者が生活することで指定避難所の公衆衛生環境が悪化し、大規模な疾病・感染症等が発生するおそれがある。</p>		

事前に備えるべき 目標	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない 最悪の事態	3-1	市の職員や施設等の被災による行政機能の大幅な低下
脆弱性評価結果		
<p>◎災害対策本部体制の整備〈行政〉 大規模自然災害発生時の混乱等により、災害対策本部が適正に機能しないおそれがある。</p> <p>◎市の業務継続体制の整備〈行政〉 電力・通信網の遮断や災害応急対応による人員不足のため、最低限必要な行政機能が確保されないおそれがある。</p> <p>○市職員の参集体制の整備〈行政〉 市職員等の被災により人員が不足し、行政機能が大幅に低下するおそれがある。</p> <p>○庁舎等の災害対応機能強化〈行政〉 大規模自然災害発生時等の浸水や停電に伴い、庁舎等の災害対応機能が著しく低下するおそれがある。</p>		

○公共施設の整備・管理保全〈行政〉

公共施設が被災することにより、災害対策拠点や指定避難所等としての機能が大幅に低下するおそれがある。

○学校施設の整備・管理保全〈都市基盤〉

老朽化した学校施設の校舎や体育館等が被災し、避難所としての機能が大幅に低下するおそれがある。

○常備消防庁舎の老朽化対策〈行政〉（再掲）

災害に対応するための庁舎機能が不全となり、災害活動に支障が生じるおそれがある。

○消防署所機能の再編〈行政〉（再掲）

津波等の浸水で消防署所が浸水・孤立することにより、消防署所機能が不全となるおそれがある。

○消防災害対策本部の強化〈行政〉

大規模自然災害発生時の混乱等により、消防災害対策本部が適正に機能しないおそれがある。

○非常備消防（消防団）庁舎の再編整備〈行政〉（再掲）

災害に対応するための庁舎機能が不全となり、災害活動に支障が生じるおそれがある。

起きてはならない 最悪の事態	3-2	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化
脆弱性評価結果		
<p>○被災による機能低下の回避〈行政〉 大規模自然災害発生時の被災が原因で警察機能が低下し、治安が悪化するおそれがある。</p> <p>○交通渋滞・交通事故の回避〈行政〉 大規模自然災害発生時の停電に伴う信号機の停止が原因で、渋滞や交通事故が発生するおそれがある。</p>		

起きてはならない 最悪の事態	3-3	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
脆弱性評価結果		
<p>○交通渋滞・交通事故の回避〈行政〉（再掲） 大規模自然災害発生時の停電に伴う信号機の停止が原因で、渋滞や交通事故が発生するおそれがある。</p>		

事前に備えるべき 目 標	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
起きてはならない 最悪の事態	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・機能停止
脆弱性評価結果		
<p>○同報系防災行政無線の電力確保〈行政〉 電力の供給停止により同報系防災行政無線が使用できず、災害情報等の発信ができないおそれがある。</p> <p>○移動系防災行政無線の電力確保〈行政〉 電力の供給停止により移動系防災行政無線が使用できず、被害状況の把握や医療機</p>		

関等との連絡体制を確保できないおそれがある。

○高機能消防指令センター等の非常用電源の確保〈行政〉

電力の供給停止により、高機能消防指令センター、消防情報通信機器及び消防救急デジタル無線等が使用できないおそれがある。

○避難所における通信手段の確保〈行政〉

電力の供給停止により通信機器等が使用できないおそれがある。

起きてはならない 最悪の事態	4-2	テレビ・ラジオの放送中断等による災害情報の伝達停止
脆弱性評価結果		
○情報提供手段の多重化〈行政〉 テレビ・ラジオの放送中断等により、災害情報が伝達できないおそれがある。		

事前に備えるべき 目標	5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
起きてはならない 最悪の事態	5-1	サプライチェーンの寸断等による事業者の生産力低下
脆弱性評価結果		
○事業者における事業継続計画の策定〈産業〉 各事業所の被災やサプライチェーンの寸断等により、経済活動が低下するおそれがある。		

起きてはならない 最悪の事態	5-2	地域経済活動やサプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
脆弱性評価結果		
<p>○事業者における事業継続計画の策定（産業）（再掲）</p> <p>各事業所の被災やサプライチェーンの寸断等により、経済活動が低下するおそれがある。</p>		

起きてはならない 最悪の事態	5-3	人員や物資の輸送に不可欠な基幹的交通ネットワークの機能停止
脆弱性評価結果		
<p>◎陸路輸送ルート確保（都市基盤）（再掲）</p> <p>道路や橋梁等の被災により、人員や物資の広域的な輸送が長期間停止するおそれがある。</p> <p>○交通施設等の防災対策（都市基盤）（再掲）</p> <p>公共交通機関（鉄道・バス等）が被災し公共交通が運休することで、人員や物資の広域的な移動が長期間停止するおそれがある。</p>		

起きてはならない 最悪の事態	5-4	食料等の安定供給の停滞
脆弱性評価結果		
<p>○事業者における事業継続計画の策定（産業）（再掲）</p> <p>各事業所の被災やサプライチェーンの寸断等により、経済活動が低下するおそれがある。</p> <p>◎陸路輸送ルート確保（都市基盤）（再掲）</p> <p>道路や橋梁等の被災により、人員や物資の広域的な輸送が長期間停止するおそれがある。</p>		

事前に備えるべき 目 標	6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
起きてはならない 最 悪 の 事 態	6-1	電気・都市ガス供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止
脆弱性評価結果		
<p>○事業者における事業継続計画の策定〈産業〉（再掲）</p> <p>各事業所の被災やサプライチェーンの寸断等により、経済活動が低下するおそれがある。</p>		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
脆弱性評価結果		
<p>◎水道施設の耐震化等〈都市基盤〉</p> <p>浄水場や水道管等に被害が生じることで、水道水の供給が長期停止するおそれがある。</p> <p>○応急給水及び応急復旧体制の確保〈都市基盤〉</p> <p>応急給水及び応急復旧体制が十分に機能せず、水道水の供給が長期停止するおそれがある。</p>		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
脆弱性評価結果		
<p>◎下水道施設の耐震化、老朽化対策〈都市基盤〉</p> <p>下水道施設等に被害が生じ汚水処理が長期間機能停止することで、公衆衛生環境が悪化するおそれがある。</p>		

◎農業集落排水施設、共同汚水処理施設の耐震化、老朽化対策〈都市基盤〉

農業集落排水施設等に被害が生じ汚水処理が長期間機能停止することで、公衆衛生環境が悪化するおそれがある。

○業務継続計画の見直し〈都市基盤〉

業務継続性が確保されていないため、汚水処理が長期間機能停止し、公衆衛生環境が悪化するおそれがある。

◎合併浄化槽への転換促進及び公共下水道等の普及拡大〈都市基盤〉

単独浄化槽や汲取便槽が被災し、公衆衛生環境が悪化するおそれがある。

起きてはならない 最悪の事態	6-4	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
脆弱性評価結果		
<p>◎陸路輸送ルートの確保〈都市基盤〉（再掲）</p> <p>道路や橋梁等の被災により、人員や物資の地域内の輸送が長期間停止するおそれがある。</p> <p>○交通施設等の防災対策〈都市基盤〉（再掲）</p> <p>公共交通機関（鉄道・バス等）が被災し公共交通が運休することで、人員や物資の地域内の移動が長期間停止するおそれがある。</p> <p>○緊急時輸送ルートの確保〈都市基盤〉</p> <p>特定の箇所で災害時に車両が集中し、地域内の輸送に大きな支障が出るおそれがある。</p>		

事前に備えるべき 目 標	7	制御不能な二次災害を発生させない
起きてはならない 最 悪 の 事 態	7-1	市街地における大規模火災の発生
脆弱性評価結果		
<p>◎耐震性防火水槽の整備〈行政〉（再掲） 消防水利が不足し火災が延焼拡大することにより、多数の死傷者が発生するおそれがある。</p> <p>◎常備消防の消火体制の強化〈行政〉（再掲） 消火資機材等の不足及び延焼状況の全体把握ができないこと、十分な後方支援や他機関との活動調整ができないことにより、大規模火災が更に延焼拡大し、多数の死傷者が発生するおそれがある。</p> <p>◎非常備消防（消防団）の消火体制の強化〈行政〉（再掲） 消火資機材等の不足で大規模火災が更に延焼拡大することにより、多数の死傷者が発生するおそれがある。</p> <p>○非常備消防（消防団）の連携強化〈行政〉（再掲） 他分団や常備消防との連携が図れず延焼が拡大することにより、多数の死傷者が発生するおそれがある。</p>		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	7-2	沿岸部における広域災害の発生
脆弱性評価結果		
<p>○危険物施設の自主保安体制等の強化〈行政〉 危険物施設からの石油類等の危険物の流出及び火災の発生により、被害が拡大するおそれがある。</p> <p>◎漂流物による二次災害の防止〈産業〉 津波により漂流した漁船や工作物等により二次災害が発生するおそれがある。</p>		

起きてはならない 最悪の事態	7-3	沿道・沿線の建物倒壊による二次災害及び交通麻痺の発生
-------------------	-----	----------------------------

脆弱性評価結果

◎住宅・建築物の耐震化〈都市基盤〉（再掲）

耐震基準を満たさない住宅・建築物の倒壊により、二次災害や交通麻痺が発生するおそれがある。

○宅地の耐震化〈都市基盤〉（再掲）

地震時に大規模盛土造成地の滑動崩落が生じ、造成宅地における崖崩れ等により二次災害や交通麻痺が発生するおそれがある。

○工作物等の倒壊・落下防止〈都市基盤〉（再掲）

沿道のブロック塀倒壊や窓ガラス、屋外広告板等の落下により、二次災害や交通麻痺が発生するおそれがある。

◎狭あい道路の拡幅整備〈都市基盤〉（再掲）

道幅の狭い道路は、建築物等の倒壊により避難、消火・救助活動に支障をきたし、二次災害や交通麻痺が発生するおそれがある。

起きてはならない 最悪の事態	7-4	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
-------------------	-----	-----------------------------

脆弱性評価結果

◎ため池改修事業等の推進〈産業〉

ため池の決壊等により、二次災害が発生するおそれがある。

○ため池管理者等との連絡体制の構築、強化〈産業〉

ため池の決壊等により、二次災害が発生するおそれがある。

○ため池ハザードマップの活用〈産業〉

ため池の決壊等により、二次災害が発生するおそれがある。

○砂防事業等の推進〈都市基盤〉

地震や集中豪雨等により連続的に発生する土石流やがけ崩れによって、二次災害が発生するおそれがある。

起きてはならない
最悪の事態

7-5

農地・森林等の荒廃による二次被害の発生

脆弱性評価結果

○農地、農業用施設等の整備保全〈産業〉

農地等の湛水被害により農地が荒廃し、農業が衰退するおそれがある。

○遊休農地等の解消による農地の多面的機能確保〈産業〉

農地等の荒廃により雨水の貯留機能が低下し、洪水被害が拡大するおそれがある。

○農業用施設（排水機場）の耐震化等〈産業〉

農地等の湛水被害により農地が荒廃し、農業が衰退するおそれがある。

○森林の整備保全〈産業〉

山林崩壊が発生し林地が被災することにより、林業が衰退するおそれがある。

○林道施設の整備及び長寿命化対策等〈産業〉

山林崩壊が発生し林道施設等が被災することにより、林業が衰退するおそれがある。

○漁業基盤等の整備保全〈産業〉

津波等の発生により漁港等の機能が低下し、漁業が衰退するおそれがある。

起きてはならない 最悪の事態	7-6	地域経済等に甚大な影響を及ぼす風評被害等の発生
脆弱性評価結果		
<p>○正確な情報収集と情報発信〈行政〉 大規模自然災害発生時に誤った情報が市内外に流れ、風評被害等が発生するおそれがある。</p> <p>○中小企業者等の自立支援〈産業〉 被災により中小企業者等の経営に支障が生じるおそれがある。</p> <p>○農林漁業者等の自立支援〈産業〉 被災により農林漁業者等の経営に支障が生じるおそれがある。</p>		

事前に備えるべき 目 標	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
起きてはならない 最悪の事態	8-1	大量に発生する災害廃棄物等の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
脆弱性評価結果		
<p>◎ごみ処理体制の確保〈都市基盤〉 被災により大量に発生するごみの収集・処理が停滞するおそれがある。</p> <p>◎し尿、浄化槽汚泥処理体制の確保〈都市基盤〉 被災により公共下水道等の使用ができない避難所、住宅地内での仮設トイレの不足、し尿の収集・処理が停滞するおそれがある。</p>		

起きてはならない 最悪の事態	8-2	道路啓開等の復旧・復興を支える人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
脆弱性評価結果		
<p>◎復旧・復興を支える人材の確保〈行政〉 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。</p> <p>○復旧・復興を支える資機材等の確保〈行政〉 資機材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。</p> <p>○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携〈行政〉 人材や資機材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。</p>		

起きてはならない 最悪の事態	8-3	基幹インフラの損壊や液状化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
脆弱性評価結果		
<p>◎地籍調査事業の推進〈都市基盤〉 土地の境界が明確でないため、境界確認のための立会等に時間を要し、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。</p> <p>○市街地の復興〈都市基盤〉 甚大な被害により計画的な市街地復興が大幅に遅れるおそれがある。</p>		

起きてはならない 最悪の事態	8-4	地域コミュニティの崩壊や治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
脆弱性評価結果		
<p>◎地域コミュニティ力の強化〈行政〉 甚大な被害の発生や集団避難等により、自治会を始めとする地域コミュニティ組織が機能しなくなることで、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。</p>		

○警察災害派遣隊の拡充〈行政〉

対処する警察官が絶対的に不足することに伴う治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。

○警察施設の耐震化等〈行政〉

被災等によって警察機能が低下することに伴う治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。

第4章 対応方策の検討

1 対応方策の検討方法

前章で実施した脆弱性評価の結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」の回避又は被害低減につながり、本市の強靱化に必要となる対応方策を検討します。

なお、対応方策の内容によっては、本市以外の取組主体（国、県、事業者等）が実施する施策や、これらと連携して実施するものも含まれており、国、県、本市、市民、事業者等の対応方策推進における役割分担を明確にするため、対応方策の各項目名には取組主体を記載します。

2 対応方策の重点化

少子高齢化を伴う人口減少の進展により市税の減収が見込まれる一方、社会保障関連経費やインフラ資産の老朽化対策経費等は増加が見込まれます。

こうした厳しい財政状況の中で本市における国土強靱化施策を持続的に実施していくには、予算の効率的な配分が不可欠となります。

また、脆弱性を調査・分析した結果から導き出した対応方策は多岐にわたっており、限られた予算の中でその全てに着手することは現実的ではありません。

国土強靱化基本法では、第8条の基本方針で「財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図る」と定めており、本計画においても同様の基本方針を定めています。

そこで、本市の国土強靱化を着実かつ速やかに推進するためにも、「選択と集中」の見地に立ち、「起きてはならない最悪の事態」が回避できなかった場合の影響の大きさや重要性、緊急性、施策の進捗状況や平常時の利活用等を考慮し、対応方策の重点化を行います。

本計画では、重点化する対応方策及びその脆弱性の項目名について、「◎」を付しています。

3 対応方策の検討結果

事前に備えるべき 目 標	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる
起きてはならない 最悪の事態	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
対 応 方 策		
<p>◎住宅・建築物の耐震化【市・市民・事業者】</p> <p>津市耐震改修促進計画に基づき、耐震基準を満たさない建築物に対し災害に強いまちづくりを進めるため、補助金制度を活用し住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。</p> <p>特定既存耐震不適格建築物等については、必要に応じて指導・助言や、指示・立入調査等の適切な措置を講じることで耐震化を促進する。</p> <p>老朽化が著しい市営住宅等については、居住者や近隣住民の生命の安全を確保するため建物の定期的な点検を行うとともに、長期的・計画的な視点で適正な維持管理に必要な修繕等や危険な建物等の除却等を行う。</p> <p>○宅地の耐震化【市・市民・事業者】</p> <p>大規模盛土造成地を抽出し、滑動崩落のおそれがあるかどうかを調査し、そのおそれがあると判断される場合は、予防対策を検討し実施する。</p> <p>○工作物等の倒壊・落下防止【市・市民・事業者】</p> <p>公道に面した既存ブロック塀の撤去及び撤去後のフェンス等への改修や生け垣化を行う場合の補助金制度を啓発し活用を促すことで、安全対策を進める。</p> <p>窓ガラスや屋外広告板の飛散・落下による被害や、自動販売機等の転倒防止について啓発を進める。</p> <p>商店街振興組合等が所有するアーケード等のうち、老朽化したものや耐震性のないものについて、安全確保のため撤去や耐震化を進める。</p> <p>◎地域災害対応力の強化【市・市民・事業者】</p> <p>共助による地域の災害対応力を強化するため、自治会、事業者等が行う初期消火、応急手当等の訓練の支援・指導を行う。</p>		

家具等の転倒・落下・滑動防止対策の普及啓発を積極的に行い、助成制度等の活用を促すなど効果的な対策を進める。

◎常備消防の救助体制の強化【市】

大規模倒壊建物等から安全かつ速やかに救助するため、消防隊等における救助資機材や被災状況を画像により把握するためのドローン等及び災害現場での活動調整や後方支援等を行える大型車両を配備するとともに、消防車等の計画的な更新と適切な維持管理を行う。

◎非常備消防（消防団）の救助体制の強化【市】

大規模倒壊建物等から安全かつ速やかに救助するため、消防団における救助資機材及び救助資機材搭載可能な車両を配備するとともに、消防団車両等の計画的な更新と適切な維持管理を行う。

○非常備消防（消防団）の人員確保【市】

災害時の人員を確保するため、消防団員の入団促進を図るとともに、スキルアップのための訓練を実施する。

○社会福祉施設の耐災性強化【市・事業者】

高齢者関係施設、障がい福祉関係施設並びに保育所及び認定こども園等の社会福祉施設について、老朽化対策等を進め、施設利用者の安全・安心を確保する。

○学校施設における非構造部材の耐震対策【市】

学校施設の非構造部材の耐震点検及び耐震対策を早期に進める。

○学校施設における工作物等の倒壊防止【市】

ブロック塀や工作物等の点検・改修等を行い、倒壊時の避難経路確保や安全対策を進める。

起きてはならない 最悪の事態	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
対 応 方 策		
<p>◎防火対象物の防火・防災管理体制の強化【市・事業者】 防火対象物に対する立入検査を実施し、大規模自然災害時における防火・防災管理体制の強化について指導する。</p> <p>◎耐震性防火水槽の整備【市】 地震により消火栓等が損傷し消防水利が使用できない場合に備え、耐震性防火水槽を計画的に整備する。</p> <p>◎常備消防の消火体制の強化【市】 大規模火災に対応するため、消防隊における消火資機材や延焼状況を画像により把握するためのドローン等及び大規模火災現場での活動調整や後方支援等を行える大型車両を配備するとともに、消防車等の計画的な更新と適切な維持管理を行う。</p> <p>◎非常備消防（消防団）の消火体制の強化【市】 大規模火災に対応するため、消防団における消火資機材等を配備するとともに、消防団車両等の計画的な更新と適切な維持管理を行う。</p> <p>○非常備消防（消防団）の連携強化【市】 火災を早期鎮圧・鎮火するため、他分団や常備消防との消火訓練により連携強化を図る。</p> <p>○避難誘導體制の確保【市・事業者】 市民や事業者に対する啓発活動を通じ、火災の発生に伴う危険箇所等を把握し、住民等の安全な避難誘導が行えるような体制づくりを行う。 公共施設の施設管理者として、施設利用者の安全な避難誘導が行えるように防火管理体制を徹底する。</p> <p>○避難場所等の整備【市】 公園等を活用した一時避難場所の確保を行う。</p>		

◎狭あい道路の拡幅整備【市・市民】

災害に強いまちづくり及び緊急車両が通行可能な住環境の形成を図るため、道路拡幅用地に係る測量・分筆及びブロック塀の除却等に要する費用の一部を助成し、狭あい道路整備等促進事業を推進する。

○密集市街地の改善【市】

地域住民の意向把握を行いながら、密集市街地の環境改善支援に努める。

○高齢者関係施設等へのスプリンクラー設備等の整備【市・事業者】

高齢者関係施設等において、初期消火により延焼を防止するため、スプリンクラー設備等の設置を促進し、施設利用者の安全・安心を確保する。

起きてはならない 最悪の事態	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
対 応 方 策		
<p>○津波対応力の強化【市・市民・事業者】</p> <p>地震防災マップの作成・配布や、地域での学習会や広報紙等を通じて、地震災害に係る平時からの備えや発災時の的確な行動等、防災に関する正しい知識の普及と防災意識の高揚を図り、地域防災力の向上に努める。</p> <p>迅速かつ安全な避難体制づくりを進めるため、地域住民による津波避難計画の作成に向けて、先進的な取組事例の紹介など必要な情報を提供するとともに、講師派遣等の支援を行い、計画作成を促進する。</p> <p>海水浴場など沿岸部観光地における多言語対応の案内看板設置等、観光客の避難誘導體制を整備する。</p> <p>○避難場所の確保【市・事業者】</p> <p>避難が遅れた市民や救助活動の従事者等が、津波から緊急かつ一時的に身の安全を確保することができるように、浸水予測区域内の公共施設及び民間施設の津波避難ビル・津波避難協力ビルへの指定を推進する。</p> <p>未着手となっている市街地再開発事業の着手時には、防災性・耐震性を備え、ユニバーサルデザインに配慮した設計とするとともに避難場所となるスペースを確保する</p>		

よう施行者へ促す。

近隣住民等の避難を可能にするため、浸水予測区域内に新築する消防署庁舎には、屋外階段を設け屋上に津波一時避難場所を整備する。

香良洲地区における緊急避難場所を確保するため、香良洲高台防災公園及び避難路の舗装整備を進める。

○海岸堤防の耐震化等の推進【国・県・市】

海岸背後地には、住宅地や工場、病院等が密集した地域があることから甚大な被害が懸念されるため、海岸堤防や港湾施設の地震・津波・老朽化対策を促進する必要がある。

○河川管理体制の強化【国・県・市】

河川整備計画に基づき、国・県及び関係機関と協力して河川改修や堆積土砂の撤去、堤防・護岸等の河川構造物の改修・改良及び水門・ポンプ場の整備を推進する必要がある。また、河川整備計画が策定されていない河川についても早期に策定し整備する必要がある。

また、準用河川や普通河川に関しては、緊急自然災害防止対策事業債や緊急浚渫推進事業費（仮称）等を活用し、河川の整備や維持保全を進めます。

○防潮扉等の機能強化【国・県・市】

防潮扉や陸閘、水門等の確実な閉鎖を確保するため、防潮扉等の老朽化対策や開閉を遠隔操作化または自動化する。

○香良洲漁港及び海岸保全施設の整備・耐震化【市】

津波発生時の被害軽減のため、香良洲漁港の機能強化、保全計画及び海岸保全施設の長寿命化計画に基づき、施設の維持管理や整備・耐震化を進める

○津波災害を想定した都市づくり【市・市民・事業者】

津市立地適正化計画において津波災害リスクの高い区域を除外した居住誘導区域を設定し、居住誘導を進める。また、居住誘導区域内であっても津波浸水の災害リスクがあることを周知するとともに、居住誘導区域外での一定規模以上の開発行為や建築行為に係る届出を受理する際には、災害リスクの説明と災害への対応策を依頼するこ

とて情報提供や啓発を進める。

○非常備消防（消防団）の津波災害対応力の強化【市】

津波浸水エリア内での安全な活動を確保するため、資機材等を整備する。

起きてはならない 最悪の事態	1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
対応方策		
<p>○洪水対応力の強化【市・市民・事業者】</p> <p>浸水想定区域や指定避難所等の場所、災害への心構え等を記載した洪水ハザードマップや内水ハザードマップを作成・配布し、住民が地域の災害特性を把握するとともに、迅速かつ円滑な避難につながるよう啓発を進める。</p> <p>浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難計画の作成や避難訓練の実施を促進する。</p> <p>◎総合的な治水対策の推進【市・事業者】</p> <p>津市雨水管理総合計画に基づいた雨水整備事業を推進する。</p> <p>開発行為における雨水流出抑制施設の設置により、雨水流出量を抑制する。</p> <p>◎排水施設の機能確保【市】</p> <p>排水施設を常時良好な状態に保つために施設の点検を行うほか、重要な箇所については監視カメラ導入等の検討を行う。</p> <p>市街地等の長期的な浸水を防ぐため、排水施設を整備・長寿命化する。</p> <p>市街地にある受益地がない農業用ため池を洪水調整池に転用する。</p> <p>○災害時の機能強化【市】</p> <p>速やかに災害対応を行うため、排水ポンプ車等災害用資機材整備を進める。</p> <p>○応急対応訓練の実施【市】</p> <p>国や民間の排水ポンプ車等派遣を想定した訓練を実施するとともに、職員の特種車両運転資格の取得等を推進する。</p>		

◎非常備消防（消防団）の水害対応力の強化【市】

災害時の人員を確保するため、消防団員の入団促進を図るとともに、河川の堤防決壊等に備え、水防資機材の整備及び救助資機材を配備し水害対応訓練を行う。

○河川管理体制の強化【国・県・市】（再掲）

河川整備計画に基づき、国・県及び関係機関と協力して河川改修や堆積土砂の撤去、堤防・護岸等の河川構造物の改修・改良及び水門・ポンプ場の整備を推進する必要がある。また、河川整備計画が策定されていない河川についても早期に策定し整備する必要がある。

また、準用河川や普通河川に関しては、緊急自然災害防止対策事業債や緊急浚渫推進事業費（仮称）等を活用し、河川の整備や維持保全を進めます。

起きてはならない 最悪の事態	1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
対 応 方 策		
◎土砂災害対応力の強化【県・市・市民・事業者】		
県が指定する土砂災害警戒区域を基に、土砂災害警戒区域や指定避難所等の場所、災害への心構え等を記載した土砂災害ハザードマップを作成・配布し、住民が地域の災害特性を把握するとともに、迅速かつ円滑な避難につながるよう啓発を進める。		
住民等が土砂災害から緊急かつ一時的な避難や、長期間の避難生活を行う避難場所の確保を進める。		
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難計画の作成や避難訓練の実施を促進する。		
キャンプ場など山間部観光地における多言語対応の案内看板設置等、観光客の避難誘導體制を整備する。		
○急傾斜地崩壊対策事業等の推進【県】		
標識の設置を始めとした砂防対策や急傾斜地対策、地すべり対策を進める。		

起きてはならない 最悪の事態	1-6	避難行動につながる情報の伝達不備等による多数の死傷者の発生
対 応 方 策		
<p>○災害対策本部における情報収集・発信手段の確保【市】</p> <p>行政機関、医療機関及び教育機関等との連絡体制を確保するため、整備済の移動系防災行政無線等の維持管理を行う。</p> <p>防災拠点への非常用電源整備や、複数の情報収集・発信手段の確保を進める。</p> <p>○市民等における情報収集・発信手段の確保【市・市民】</p> <p>市民等への複数の情報発信手段の確保を進めるほか、各種情報収集・発信手段の啓発活動を行う。</p> <p>市民等は、同報系防災行政無線のほか、これを補完する各種情報収集・発信手段の利活用に努める。</p> <p>○水路等の水位情報を活用した警戒避難体制の整備【市】</p> <p>主要な雨水幹線や排水施設上流の水路等の水位や流量情報等を把握できるように、施設の改良を検討し実施する。</p> <p>○社会福祉施設における避難体制の整備【市・事業者】</p> <p>高齢者関係施設、障がい福祉関係施設並びに保育所及び認定こども園等の社会福祉施設において、各施設に応じた避難計画を策定するとともに、定期的な避難訓練を行い、迅速な避難行動ができる体制を整備する。</p> <p>○消防本部における情報収集・発信手段の確保【市】</p> <p>高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線、高所監視カメラ、衛星通信機器、J-アラート及び防災行政無線等の複数の情報収集・発信手段を確保するほか、各種機器の耐用年数等を考慮し、計画的な更新と維持管理を行う。</p> <p>○観光客への情報伝達・帰宅支援体制の整備【市・事業者】</p> <p>放送設備の整備や多言語対応の案内看板設置等により、観光客への情報伝達体制及び帰宅支援体制を整備する。</p> <p>津市榊原自然の森温泉保養館の整備により、施設利用者の安全性向上や施設機能を</p>		

活かした避難者及び帰宅困難者の受入体制及び帰宅支援体制を確保する。

事前に備えるべき 目 標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
起きてはならない 最 悪 の 事 態	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

対 応 方 策

◎応急給水体制の確保【市・市民・事業者】

給水基地（配水池等）及び応急給水拠点（指定避難所等）の整備、応急資機材の備蓄を進める。

災害時応援協定に基づく生活用水・消防水の提供や、災害時協力井戸登録件数の更なる増加を推進し、生活用水の確保を図る。

◎食料・保存水等の備蓄【市・市民・事業者】

食料・保存水・生活必需品等を計画的に備蓄するとともに、家庭・事業所等における備蓄が促進するよう啓発を図る。

○陸路輸送ルート of 確保【国・県・市】

緊急輸送道路や主要な道路、迂回路となる道路の維持修繕、道路附属物や橋梁の点検、修繕及び耐震化等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進する。

災害時の物資輸送や避難・救助・医療活動の重要なルートである緊急輸送道路には国道や県道も多く、他市町とも連携して整備促進を要望する。

○空路・海路輸送ルートの確保【県・市・事業者】

緊急時にヘリポートや港湾等を輸送拠点として活用できるように、事業者団体等と調整し、場所の確保や輸送体制の整備を進める。

○海岸保全の強化【国・県】

津松阪港（伊倉津地区）については、災害時における緊急輸送基地として機能する

ように国・県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。

○物資供給体制の確保【県・市・事業者】

津市災害時受援計画に基づき、広域輸送拠点での受入体制の確保や、広域輸送拠点から各指定避難所等への輸送体制を確保する。

小売事業者や運送事業者等との災害時応援協定を締結し、緊急時の物資供給・輸送体制を確保する。

柳原地区の協議会による第1次産業を中心とした共同作業を促進し、地域内で食料、飲料水等を確保できる体制を整備する。

起きてはならない 最悪の事態	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
対応方策		
<p>◎陸路輸送ルート確保【国・県・市】（再掲）</p> <p>緊急輸送道路や主要な道路、迂回路となる道路の維持修繕、道路附属物や橋梁の点検、修繕及び耐震化等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進する。</p> <p>災害時の物資輸送や避難・救助・医療活動の重要なルートである緊急輸送道路には国道や県道も多く、他市町とも連携して整備促進を要望する。</p> <p>○食料・保存水等の備蓄【市・市民・事業者】（再掲）</p> <p>食料・保存水・生活必需品等を計画的に備蓄するとともに、家庭・事業所等における備蓄が促進するよう啓発を図る。</p>		

起きてはならない 最悪の事態	2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生
対応方策		
<p>○交通施設等の防災対策【市・事業者】 公共交通の運休を少なくするため、公共交通運行事業者、道路管理者等が防災対策を推進するとともに、代替輸送体制を確保するよう促す。</p> <p>○帰宅困難者の支援体制の確保【市・事業者】 大規模な災害時には多数の帰宅困難者が発生することが考えられることから、帰宅困難者への対応について、一時的に滞在できる施設を確保するために協定等の締結を進めるほか、国の取り組み方針を踏まえ、鉄道事業者と共同して対応を強化する。 未着手となっている市街地再開発事業の着手時には、市民の避難場所としてだけでなく、帰宅困難者の受入支援を含めたスペースを確保した設計とするよう施行者へ促す。</p> <p>○観光客への情報伝達・帰宅支援体制の整備【市・事業者】（再掲） 放送設備の整備や多言語対応の案内看板設置等により、観光客への情報伝達体制及び帰宅支援体制を整備する。 津市榊原自然の森温泉保養館の整備により、施設利用者の安全性向上や施設機能を活かした避難者及び帰宅困難者の受入体制及び帰宅支援体制を確保する。</p>		

起きてはならない 最悪の事態	2-4	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
対応方策		
<p>○救助機関相互の連携強化【国・県・市・市民・事業者】 市が開催する総合防災訓練に防災関係機関の積極的な参加を促進し、防災関係機関等との連携強化を図る。</p> <p>◎常備消防庁舎の老朽化対策【市】 災害活動を維持するため、老朽化対策が未実施となっている常備消防庁舎の整備を進める。</p>		

○消防署所機能の再編【市】

災害活動を維持するため、浸水予測地域にある消防署所の機能の再編を進める。

○災害対応能力の向上【市】

消防職員等の災害対応能力を向上するため、実践的な訓練が可能な訓練施設の整備を進める。

○緊急消防援助隊の受援体制の整備【市】

消防力の絶対的不足に対応するため、全国規模の消防の応援部隊である緊急消防援助隊の受援体制を整備する。

○非常備消防（消防団）庁舎の再編整備【市】

災害活動を維持するため、老朽化対策が未実施となっている非常備消防庁舎について、適切な維持管理に努めるとともに、他の公共施設の利活用、集約化、複合化、除却等の再編・再配置の整備を進める。

◎非常備消防（消防団）の人員確保【市】（再掲）

災害時の人員を確保するため、消防団員の入団促進を図るとともに、スキルアップのための訓練の実施や資機材の整備を図る。

○災害対応能力の向上【県】

大規模自然災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実践的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力を向上させる。

他県警察との合同訓練の実施により、災害現場における部隊間の連携を強化する。

起きてはならない 最悪の事態	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足、被災や支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
対応方策		
○災害時の医療機能の確保【市・事業者】 災害時に備え、医療従事者・水・医薬品等の確保を行う。		

○医療人員・物資供給体制の確保【市・事業者】

医師会等との災害時応援協定により、緊急時の医療人員・物資の供給体制を確保する。

○常備消防の救急体制の強化【市】

消防における救急体制を維持するため救急救命士を養成するとともに、救急資機材等の整備を進める。

起きてはならない 最悪の事態	2-6	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
対応方策		
<p>○常備消防における石油類燃料の確保【市】</p> <p>石油類燃料の供給停止に備えるため、消防本部・消防署所でガソリン及び軽油を一定量確保する。</p> <p>○常備消防等における給油設備等の整備【市】</p> <p>消防署・消防団車両及び緊急消防援助隊車両への迅速な給油を行うため、自家用給油取扱所を含めた給油設備等の整備を進めるとともに、民間ガソリンスタンドとの協力体制の強化を図る。</p> <p>○常備消防における非常用電源の確保【市】</p> <p>電力供給の遮断に備え、常備消防の非常用電源として庁舎に設置している自家用発電機の稼働時間延長のための整備を進める。</p>		

起きてはならない 最悪の事態	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
対応方策		
<p>○要配慮者への支援体制整備【市・事業者】</p> <p>一般の指定避難所では避難生活に支障が想定される介助や見守り等の特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦などの要配慮者を対象に、資格を有した専門職員を配置することにより、安心して避難生活を送ることができる福祉避難所の体制づくりを進める。</p> <p>◎指定避難所へのマンホールトイレの整備【市】</p> <p>公共下水道供用開始区域内の指定避難所へマンホールトイレを計画的に設置する。</p>		

事前に備えるべき 目 標	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない 最悪の事態	3-1	市の職員や施設等の被災による行政機能の大幅な低下
対応方策		
<p>◎災害対策本部体制の整備【市】</p> <p>災害対策本部設置・運営マニュアルに基づき、災害発生直後から体制を確保するとともに、平常時から災害対策の図上訓練を実施し、情報収集・命令系統の確認を行う。</p> <p>◎市の業務継続体制の整備【市】</p> <p>図上訓練等を通して津市業務継続計画の検証を行い、実効性のある計画に見直しを図る。</p> <p>○市職員の参集体制の整備【市】</p> <p>津市職員・消防団員参集システムを利用した参集命令の伝達及び安否・参集状況の確認を行う。</p>		

○庁舎等の災害対応機能強化【市】

庁舎等の自家用発電機や受変電設備等を高所化したり、自家用発電機の燃料タンク容量増加等の整備を実施し、災害対応機能の強化を行う。

○公共施設の整備・管理保全【市】

公共施設は、災害時の対策拠点、指定避難所、一時避難場所、津波避難ビル等として使用されること、また、災害時にあっても行政サービスを継続していく必要があることから、施設の安全かつ適正な管理に向け、老朽化対策等の必要な改修、修繕を行う。

○学校施設の整備・管理保全【市】

学校施設は災害時に指定避難所や津波避難ビルとして利用されることから、校舎や体育館等の老朽化対策及び段差解消や多目的便所整備等のバリアフリー化、安心して快適な環境整備などを推進する。

○常備消防庁舎の老朽化対策【市】（再掲）

災害活動を維持するため、老朽化対策が未実施となっている常備消防庁舎の整備を進める。

○消防署所機能の再編【市】（再掲）

災害活動を維持するため、浸水予測地域にある消防署所の機能の再編を進める。

○消防災害対策本部の強化【市】

消防災害対策本部が災害発生直後から機能するため、緊急消防援助隊の受援を含めた実践的な図上訓練を実施するとともに資機材を整備する。

○非常備消防（消防団）庁舎の再編整備【市】（再掲）

災害活動を維持するため、老朽化対策が未実施となっている非常備消防庁舎について、適切な維持管理に努めるとともに、他の公共施設の利活用、集約化、複合化、除却等の再編・再配置の整備を進める。

起きてはならない 最悪の事態	3-2	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化
対応方策		
<p>○被災による機能低下の回避【県】</p> <p>公共の安全と秩序の維持を図る観点から、大規模自然災害発生時における優先業務を継続するため、三重県警察業務継続計画の継続的な見直しを行うとともに、装備資機材の充実強化を図る。</p> <p>○交通渋滞・交通事故の回避【県】</p> <p>大規模自然災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞や交通事故を回避する。</p>		

起きてはならない 最悪の事態	3-3	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
対応方策		
<p>○交通渋滞・交通事故の回避【県】（再掲）</p> <p>大規模自然災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞や交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備を推進する。</p>		

事前に備えるべき 目標	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
起きてはならない 最悪の事態	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・機能停止
対応方策		
<p>○同報系防災行政無線の電力確保【市】</p> <p>非常時に備え、親局や中継局の非常用発電機や屋外拡声子局のバッテリーなど、同報系防災行政無線の適切な維持管理を行う。</p>		

○移動系防災行政無線の電力確保【市】

非常時に備え、基地局の非常用発電機や無線機の予備バッテリーの定期的な点検など、移動系防災行政無線の適切な維持管理を行う。

○高機能消防指令センター等の非常用電源の確保【市】

高機能消防指令センター、消防情報通信機器及び消防救急デジタル無線等の非常用電源である自家用発動発電機の燃料を備蓄する。

○避難所における通信手段の確保【市、事業者】

避難者等の通信手段を確保するため、特設公衆電話の設置に努める。

起きてはならない 最悪の事態	4-2	テレビ・ラジオの放送中断等による災害情報の伝達停止
対 応 方 策		
<p>○情報提供手段の多重化【市】</p> <p>同報系防災行政無線を始め、市ホームページ（アクセスの負荷分散対応含む。）・スマホアプリやメール配信サービス、ファクス配信や電話応答サービス、広報車の巡回や広報誌等の紙媒体、あるいはブログサイトを活用した情報の代行発信などといった複数の情報提供手段を維持・整備するとともに、大規模自然災害発生時に速やかに情報発信できるように、日頃から点検や訓練を行う。</p>		

事前に備えるべき 目 標	5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
起きてはならない 最 悪 の 事 態	5-1	サプライチェーンの寸断等による事業者の生産力低下
対 応 方 策		
<p>○事業者における事業継続計画の策定【市・事業者】</p> <p>大規模自然災害発生時におけるサプライチェーン寸断やエネルギー供給停止の防止策及び被災時の影響を最小限に留めるための代替手段や応急復旧策の実施に備え、各事業所における事業継続計画策定を促進する。</p> <p>中小規模事業者の自然災害への事前の備えや事後の復旧を支援するため、商工会議所や商工会と連携し、事業継続力強化支援計画の策定を進める。</p>		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	5-2	地域経済活動やサプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
対 応 方 策		
<p>○事業者における事業継続計画の策定【市・事業者】（再掲）</p> <p>大規模自然災害発生時におけるサプライチェーン寸断やエネルギー供給停止の防止策及び被災時の影響を最小限に留めるための代替手段や応急復旧策の実施に備え、各事業所における事業継続計画策定を促進する。</p> <p>中小規模事業者の自然災害への事前の備えや事後の復旧を支援するため、商工会議所や商工会と連携し、事業継続力強化支援計画の策定を進める。</p>		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	5-3	人員や物資の輸送に不可欠な基幹的交通ネットワークの機能停止
対 応 方 策		
<p>◎陸路輸送ルートの確保【国・県・市】（再掲）</p> <p>緊急輸送道路や主要な道路、迂回路となる道路の維持修繕、道路附属物や橋梁の点検、修繕及び耐震化等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進する。</p>		

災害時の物資輸送や避難・救助・医療活動の重要なルートである緊急輸送道路には国道や県道も多く、他市町とも連携して整備促進を要望する。

○交通施設等の防災対策【市・事業者】（再掲）

公共交通の運休を少なくするため、公共交通運行事業者、道路管理者等が防災対策を推進するとともに、代替輸送体制を確保するよう促す。

<p>起きてはならない 最悪の事態</p>	<p>5-4</p>	<p>食料等の安定供給の停滞</p>
<p>対 応 方 策</p>		
<p>○事業者における事業継続計画の策定【市・事業者】（再掲）</p> <p>大規模自然災害発生時におけるサプライチェーン寸断やエネルギー供給停止の防止策及び被災時の影響を最小限に留めるための代替手段や応急復旧策の実施に備え、各事業所における事業継続計画策定を促進する。</p> <p>中小規模事業者の自然災害への事前の備えや事後の復旧を支援するため、商工会議所や商工会と連携し、事業継続力強化支援計画の策定を進める。</p> <p>◎陸路輸送ルートの確保【国・県・市】（再掲）</p> <p>緊急輸送道路や主要な道路、迂回路となる道路の維持修繕、道路附属物や橋梁の点検、修繕及び耐震化等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進する。</p> <p>災害時の物資輸送や避難・救助・医療活動の重要なルートである緊急輸送道路には国道や県道も多く、他市町とも連携して整備促進を要望する。</p>		

事前に備えるべき 目 標	6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
起きてはならない 最 悪 の 事 態	6-1	電気・都市ガス供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止
対 応 方 策		
<p>○事業者における事業継続計画の策定【市・事業者】（再掲）</p> <p>大規模自然災害発生時におけるサプライチェーン寸断やエネルギー供給停止の防止策及び被災時の影響を最小限に留めるための代替手段や応急復旧策の実施に備え、各事業所における事業継続計画策定を促進する。</p> <p>中小規模事業者の自然災害への事前の備えや事後の復旧を支援するため、商工会議所や商工会と連携し、事業継続力強化支援計画の策定を進める。</p>		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
対 応 方 策		
<p>◎水道施設の耐震化等【市】</p> <p>浄水場や水道管等の耐震化及び老朽施設更新事業を推進する。</p> <p>断水を最小限にするため、配水区域の多系統化に努める。</p> <p>○応急給水及び応急復旧体制の確保【市】</p> <p>策定済みの業務継続計画に基づき、早期の応急給水及び応急復旧に努める。</p> <p>三重県水道災害広域応援協定及び公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定に基づく応急給水及び応急復旧体制を確保する。</p>		

起きてはならない 最悪の事態	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
対応方策		
<p>◎下水道施設の耐震化、老朽化対策【市】</p> <p>被害想定に応じた計画的な施設整備や耐震化、自家用発電機の整備等ストックマネジメントによる更新を推進する。</p> <p>◎農業集落排水施設、共同汚水処理施設の耐震化、老朽化対策【市】</p> <p>被害想定に応じた計画的な施設整備や耐震化、自家用発電機の整備等ストックマネジメントによる更新を推進する。</p> <p>○業務継続計画の見直し【市】</p> <p>現行の業務継続計画を再確認し、最新の被害想定や処理施設等の状況を反映させた見直しを行う。</p> <p>◎合併浄化槽への転換促進及び公共下水道等の普及拡大【市】</p> <p>個人設置の単独浄化槽や汲取便槽の合併浄化槽への転換を促進するとともに、市営浄化槽への帰属を進める。</p> <p>公共下水道等への接続や公共下水道重点地区の整備を進め、単独浄化槽、汲取便槽からの転換を促進する。</p>		

起きてはならない 最悪の事態	6-4	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
対応方策		
<p>◎陸路輸送ルートの確保【国・県・市】（再掲）</p> <p>緊急輸送道路や主要な道路、迂回路となる道路の維持修繕、道路附属物や橋梁の点検、修繕及び耐震化等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進する。</p> <p>災害時の物資輸送や避難・救助・医療活動の重要なルートである緊急輸送道路には国道や県道も多く、他市町とも連携して整備促進を要望する。</p>		

○交通施設等の防災対策【市・事業者】（再掲）

公共交通の運休を少なくするため、公共交通運行事業者、道路管理者等が防災対策を推進するとともに、代替輸送体制を確保するよう促す。

○緊急時輸送ルートの確保【市】

鉄道で分断された緊急輸送道路間を東西に結ぶ輸送ルートとして、上浜町大谷町第1号線外1路線（大谷踏切拡幅）の道路改良事業を進めるほか、斎場への進入路となる都市計画道路半田久居線及び都市計画道路雲出野田線の整備を進める。

事前に備えるべき 目 標	7	制御不能な二次災害を発生させない
起きてはならない 最 悪 の 事 態	7-1	市街地における大規模火災の発生
対 応 方 策		
<p>◎耐震性防火水槽の整備【市】（再掲）</p> <p>地震により消火栓等が損傷し消防水利が使用できない場合に備え、耐震性防火水槽を計画的に整備する。</p> <p>◎常備消防の消火体制の強化【市】（再掲）</p> <p>大規模火災に対応するため、消防隊における消火資機材や延焼状況を画像により把握するためのドローン等及び大規模火災現場での活動調整や後方支援等を行える大型車両を配備するとともに、消防車等の計画的な更新と適切な維持管理を行う。</p> <p>◎非常備消防（消防団）の消火体制の強化【市】（再掲）</p> <p>大規模火災に対応するため、消防団における消火資機材等を配備するとともに、消防団車両等の計画的な更新と適切な維持管理を行う。</p> <p>○非常備消防（消防団）の連携強化【市】（再掲）</p> <p>火災を早期鎮圧・鎮火するため、他分団や常備消防との消火訓練により連携強化を図る。</p>		

起きてはならない 最悪の事態	7-2	沿岸部における広域災害の発生
対応方策		
<p>○危険物施設の自主保安体制の強化【市・事業者】</p> <p>危険物施設に対する立入検査を実施し、大規模自然災害発生時における危険物施設からの石油類等の危険物の流出及び火災の発生を防止するために、自主保安体制の強化について指導する。</p> <p>◎漂流物による二次災害の防止【市】</p> <p>漁船の適正な係留や工作物等の固定について漁業者に周知するほか、流木の撤去等を進める。</p>		

起きてはならない 最悪の事態	7-3	沿道・沿線の建物倒壊による二次災害及び交通麻痺の発生
対応方策		
<p>◎住宅・建築物の耐震化【市・市民・事業者】（再掲）</p> <p>津市耐震改修促進計画に基づき、耐震基準を満たさない建築物に対し災害に強いまちづくりを進めるため、補助金制度を活用し住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。</p> <p>特定既存耐震不適格建築物等については、必要に応じて指導・助言や、指示・立入調査等の適切な措置を講じることで耐震化を促進する。</p> <p>老朽化が著しい市営住宅等については、居住者や近隣住民の生命の安全を確保するため建物の定期的な点検を行うとともに、長期的・計画的な視点で適正な維持管理に必要な修繕等や危険な建物等の除却等を行う。</p> <p>○宅地の耐震化【市・市民・事業者】（再掲）</p> <p>大規模盛土造成地を抽出し、滑動崩落のおそれがあるかどうかを調査し、そのおそれがあると判断される場合は、予防対策を検討し実施する。</p> <p>○工作物等の倒壊・落下防止【市・市民・事業者】（再掲）</p> <p>公道に面した既存ブロック塀の撤去及び撤去後のフェンス等への改修や生け垣化を</p>		

行う場合の補助金制度を啓発し活用を促すことで、安全対策を進める。

窓ガラスや屋外広告板の飛散・落下による被害や、自動販売機等の転倒防止について啓発を進める。

◎狭あい道路の拡幅整備【市・市民】（再掲）

災害に強いまちづくり及び緊急車両が通行可能な住環境の形成を図るため、道路拡幅用地に係る測量・分筆及びブロック塀の除却等に要する費用の一部を助成し、狭あい道路整備等促進事業を推進する。

起きてはならない 最悪の事態	7-4	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
対 応 方 策		
<p>◎ため池改修事業等の推進【県・市】</p> <p>ため池堤体の耐震性調査を進めるとともに、危険度の高いため池は改修を進める。</p> <p>○ため池管理者等との連絡体制の構築、強化【市】</p> <p>ため池の日常管理において、点検、監視体制及び異常時等におけるため池管理者等との連絡体制の構築、強化を進める。</p> <p>○ため池ハザードマップの活用【市・市民】</p> <p>ため池ハザードマップを活用した啓発活動や避難訓練の実施を進める。</p> <p>○砂防事業等の推進【県】</p> <p>標識の設置を始めとした砂防対策や急傾斜地対策、地すべり対策を進める。</p>		

起きてはならない 最悪の事態	7-5	農地・森林等の荒廃による二次被害の発生
対 応 方 策		
<p>○農地、農業用施設等の整備保全【市】 農地、農業用施設等の整備保全を進めるとともに、早期復旧のための農業用業務継続計画を策定する。 二次被害防止のため、国の災害復旧事業等を活用した復旧体制を確保する。</p> <p>○遊休農地等の解消による農地の多面的機能確保【市・市民・事業者】 榊原地域の特産物や伝統的な農法等を活用した農産物のブランド化を促進することで遊休農地や耕作放棄地を解消し、農地の多面的機能確保に努める。</p> <p>◎農業用施設（排水機場）の耐震化等【県・市】 農地の湛水被害等を防止するため、各排水機場の耐震・機能診断結果を整理し、耐震化を進める。 排水機場における排水機能の早期復旧のため、業務継続計画を策定する。 災害時応援協定に基づく排水ポンプ等の資機材調達体制を確保する。</p> <p>○森林の整備保全【県・市】 森林整備事業による防災・減災対策推進のため、津市森林整備計画区内における山地災害危険地区等の周辺森林において間伐・植林等の森林整備（40,820ha）を実施し、森林本来の多面的機能が発揮されるような森林管理を行う。 溪流や急傾斜地などの危険個所に治山事業を推進し、未然に大規模災害の抑制に努める。</p> <p>○林道施設の整備及び長寿命化対策等【市】 森林整備事業による防災・減災対策推進のため、森林整備計画の「基幹路網の整備計画」に記載されている林道（19路線）等の整備を推進する。 林道施設（橋梁・トンネル）の点検診断を実施、個別施設計画を策定し、林道施設の健全化・長寿命化を図る。 二次被害防止のため、国の災害復旧事業等を活用した復旧体制を確保する。</p>		

○漁業基盤等の整備保全【市】

漁港の被害を防止するため、漁業基盤等の整備保全を進める。

二次被害防止のため、国の災害復旧事業等を活用した復旧体制を確保する。

起きてはならない 最悪の事態	7-6	地域経済等に甚大な影響を及ぼす風評被害等の発生
対応方策		
<p>○正確な情報収集と情報発信【市・事業者】</p> <p>自治体や事業者等との災害時応援協定により、正確な情報収集・発信ができる体制を確保する。</p> <p>現在は、北海道上富良野町と被災時の情報発信相互応援体制を、ヤフー株式会社と市ホームページの複製による接続障害防止体制に関する協定を締結済み。</p> <p>○中小企業者等の自立支援【市・事業者】</p> <p>中小規模事業者の自然災害への事前の備えや事後の復旧を支援するため、商工会議所や商工会と連携し、事業継続力強化支援計画の策定を進める。</p> <p>国や政府系金融機関等と連携し、被災後の中小企業者等の経営支援を行う体制を確保する。</p> <p>○農林漁業者等の自立支援【県・市・事業者】</p> <p>政府系金融機関と連携し、農林漁業者等の経営支援を行う体制を確保する。</p>		

事前に備えるべき 目 標	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
起きてはならない 最 悪 の 事 態	8-1	大量に発生する災害廃棄物等の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

対 応 方 策

◎ごみ処理体制の確保【市・事業者】

津市災害廃棄物処理計画に基づき、ごみ処理施設の業務継続計画策定や防災対策に係る整備、仮置場の選定等、ごみの収集・処理体制を確保する。

県や周辺市町、事業者団体等との災害時応援協定により、緊急時の収集・処理体制（車両・燃料を含む。）を確保する。

◎し尿、浄化槽汚泥処理体制の確保【市・事業者】

津市災害廃棄物処理計画に基づき、し尿処理施設の業務継続計画策定や防災対策に係る整備、仮設トイレの必要数の把握等、し尿の収集・処理体制を確保する。

県や周辺市町、事業者団体等との災害時応援協定により、緊急時の収集・処理体制（車両・燃料を含む。）を確保する。

起きてはならない 最 悪 の 事 態	8-2	道路啓開等の復旧・復興を支える人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----------------------	-----	--

対 応 方 策

◎復旧・復興を支える人材の確保【市・事業者】

事業者等と災害時応援協定を締結し、緊急時の復旧・復興に必要な有資格者等を確保する。

大規模災害の発生に伴う災害復旧業務について、関係各部署の緊密な連携と的確な役割分担のもと、迅速かつ確実な対応を図るため、あらかじめ応援体制を構築する。

被災建築物応急危険度判定を行う判定士については、認定資格（建築士等）が必要なことから、要件を満たす職員の人材育成を行い、資格者等の確保を行う。

判定士の連絡調整を行う被災建築物応急危険度判定コーディネーターについても、資格者の退職等人員減の対策として、研修や講習の実施を通じて職員の人材育成を行う。

宅地に関する被災宅地危険度判定士についても、必要人数を確保する。

○復旧・復興を支える資機材等の確保【市・事業者】

事業者等と災害時応援協定を締結し、緊急時の復旧・復興に必要な資機材等を確保する。

○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携【県・市】

国の緊急災害対策派遣隊であるTEC-FORCEと県、市における連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急態勢の充実を図る。

起きてはならない 最悪の事態	8-3	基幹インフラの損壊や液状化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
対応方策		
<p>◎地籍調査事業の推進【市】</p> <p>南海トラフ巨大地震に伴う津波浸水予測区域等における道路等基幹インフラの復旧・復興が迅速に行えるように、地籍調査事業を推進する。</p> <p>○市街地の復興【市】</p> <p>市街地の復興のため必要な場合には被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、市民の合意形成に最大限の努力を傾注し、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により、迅速な復興を行う。</p>		

起きてはならない 最悪の事態	8-4	地域コミュニティの崩壊や治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
対応方策		
<p>◎地域コミュニティ力の強化【市・市民】</p> <p>大規模自然災害発生時の対応力を向上するためには、平常時から地域づくりや地域コミュニティ力の強化を図る必要があることから、自治会やNPO等の市民活動団体に対して必要な支援を行う。</p> <p>「自助・共助」の重要性を鑑み、地域において積極的に防火活動や自主防災活動が行われるよう、消防団員による初期消火等の訓練指導や、自主防災組織による防災訓</p>		

練等の支援を行う。

○警察災害派遣隊の拡充【県】

大規模災害発生時に派遣が見込まれる警察災害派遣隊の招集・派遣体制を整備するとともに、救出救助等の実践的訓練により災害対応能力の向上を図る。

○警察施設の耐震化等【県】

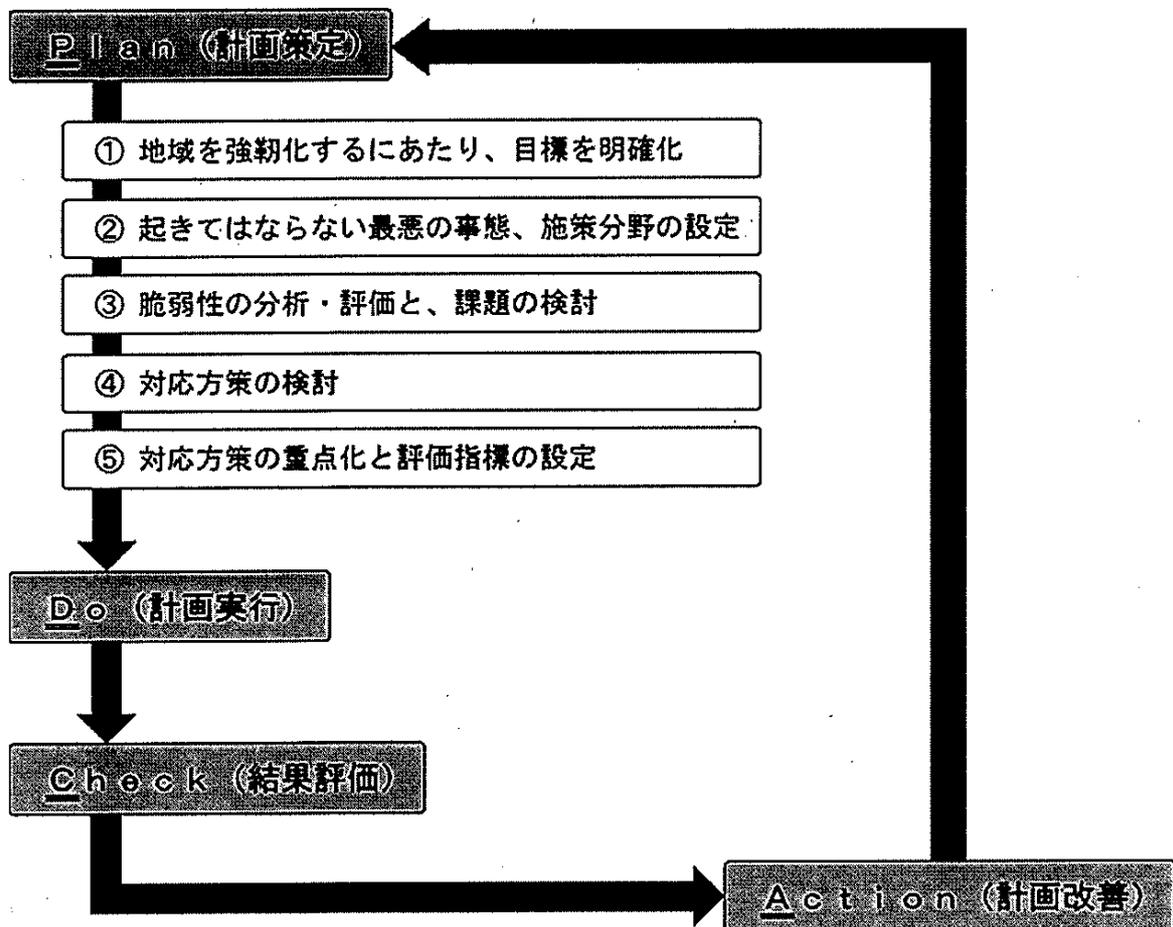
大規模災害発生時に警察機関が機能するため、警察施設の耐震化や津波浸水被害対策等を推進する。

第5章 計画の推進と見直し

1 計画の推進

本計画に基づく国土強靱化の推進に当たっては、PDCAサイクルを繰り返すことにより進捗管理を行います。そのためには、各対応方策の進捗状況を適時確認し、予算編成や今後の施策に反映します。

また、国、県、市民、事業者、関係団体等とも連携・協力し、本市における国土強靱化を効率的・効果的に推進します。



2 計画の見直し

本計画の見直しについては、関連法令の改正や国・県の強靱化施策の変更、新たな大規模自然災害の発生や地域を取り巻く環境変化等に合わせ、適時行うこととします。